

リース関連、GM課税、所得控除拡充など 令和7年度 税制改正大綱のポイント

この記事のエッセンス

- 2024年12月20日に「令和7年度税制改正大綱」が公表された。
- いわゆる「103万円の壁」の引上げについて、与野党の協議がまとまらず、引上げ幅の決定は国会審議に持ち越されたが、源泉徴収税額の改正は翌2026年以降となるため足元の実務への影響はない。
- 新リース会計基準におけるオペレーティング・リースの売買処理について税務は賃借処理が維持され、税会不一致となる。
- グローバル・ミニマム課税について、昨年度の法制化が見送られた軽課税所得課税ルール(UTPR)および国内ミニマム課税(QDMTT)が措置される。

公認会計士・税理士
宮口 徹

はじめに

2024年12月20日に令和7年度税制改正大綱(以下、「大綱」という)が与党より公表された。衆院選で与党が過半数割れたこともあり、例年よりも遅い公表となった。また、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等、与野党協議がまとまらなかった項目もあり、例年以上に国会審議の動向が注目される。

本稿においては、上場企業を中心とした大規模事業会社への影響が大きいと考えられる改正項目に絞って要点を解説するが、当然にすべての改正事項を網羅するものではないためご留意いただきたい。また、読者の理解の便宜のため、用語の記載を簡略化するとともに、細かな要件につき記載を省略し単純化した記載を行っている箇所もあるため正確な内容については大綱原文を当たっていただきたい。制度の詳細については現時点では不明であり、今後制定される法律および政省令にて規定される点も申し添える。

所得税

(1) 各種所得控除の拡充

いわゆる「103万円の壁」については基礎控除および給与所得控除をそれぞれ10万円増加させることにより123万円まで引き上げられることが方針として示された。また、配偶者控除や扶養控除の年収要件も同額引き上げられることになる。なお、大綱にも明記されているとおり国民民主党は178万円への引上げを要望しており、法律成立まで今後の協議動向を注視する必要がある。

また、もう1つの103万円の壁である大学生年代の子を扶養する親の税負担を軽減する特定扶養控除については、特定親族特別控除(仮称)を新設し、子の年収が150万円以下の場合には特定扶養控除と同額の63万円の控除を受けられるようにし、子の年収が188万円に達するまで控除額は通減するものの、控除が受けられるしくみが措置される。改正法は2025年分の所得税から施行され、給与所得や賞与に係る源泉徴収税額表も改正されるが、改正後の源泉徴収税額表の適用は

(図表1) 所得税に係る主な改正項目

項目	現行制度	改正後	
	適用要件	適用要件	控除額
給与所得の非課税枠	103万円(基礎控除48万円、給与所得控除55万円)	123万円(基礎控除58万円、給与所得控除65万円)	—
配偶者控除	年収要件103万円以下	年収要件123万円以下	38万円
扶養控除	年収要件103万円以下	年収要件123万円以下	38万円・63万円
特定親族特別控除(仮称)	—	年収要件123万円超～188万円以下	63万円～3万円
iDeCoの掛金上限・拠出期間	企業年金加入者：企業年金との合計で月5万5千円(iDeCo上限2万円) 企業年金未加入者：月2万3千円 自営業者等：国民年金との合計で月6万8千円 拠出期間：65歳未満	企業年金加入者：企業年金との合計で月6万2千円(iDeCo上限撤廃) 企業年金未加入者：月6万2千円 自営業者等：国民年金との合計で月7万5千円 拠出期間：70歳未満	—

2026年1月1日以降に支払うべき給与から適用されるため、本改正の影響は今年の年末調整から生じることになる。

また、少子高齢化に伴う社会保障の給付削減を背景として、老後に向けた資産形成を促進する観点からiDeCo(個人型確定拠出年金)の拠

出限度額の引上げや拠出期間の延長が行われる(図表1)。また、詳細は割愛するが「資産運用立国」の実現に向けエンジェル税制の拡充やNISAの利便性向上の措置が図られる。

(2) 信託を用いたインセンティブプランの規制

信託型ストックオプション(図表2(1)参照)については2023年公表の国税庁Q&Aにおいて、図表2(1)中④の権利行使時に課税が繰り延べられず給与所得されるとの判断が公表され議論を呼んだが、今般の改正においては信託を用いて役員に株式を交付する図表2(2)のスキームにおける④の株式付与について、簿価引継ぎではなく時価での取得として、株式の含み益分の給与所得課税が生じることとされる。受益者等の存しない法人課税信託について受益者等が指定された場合、信託財産が簿価で引き継がれ課税が生じないのが従前の取扱いであるところ、役員等の勤続年数等を勘案して受益者が指定されるものを特定法人課税信託として時価取得の取扱いとするものである。税務当局としては税制適格なストックオプションの要件を満たさずに同様の税優遇効果を生むスキームが創出された場合、今後も迅速に対応する方針が大綱上に明記されている。

(3) 退職金課税

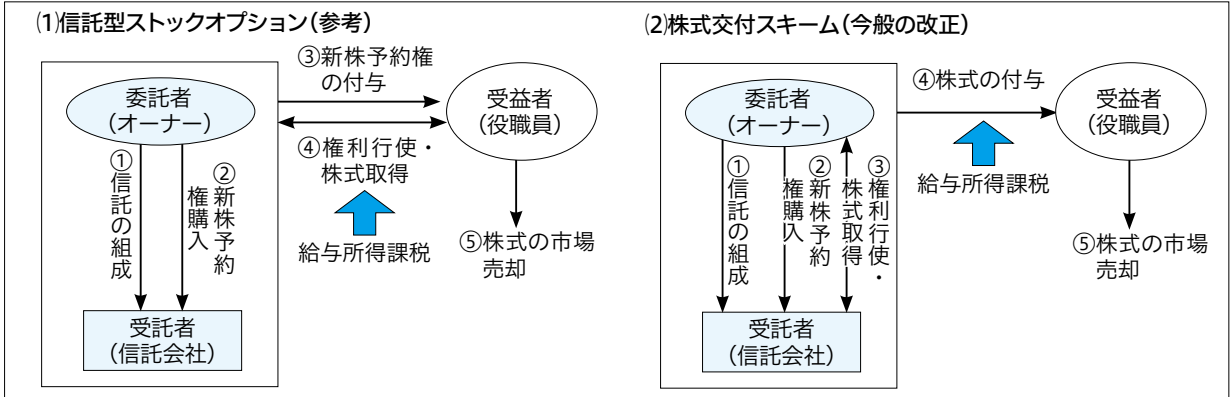
働き方が多様化するなかで、中立性に問題があるとして従来から検討課題とされていた退職金に係る所得課税については今年の大綱でも検討課題とされ、細部を除いて踏み込んだ改正は見送られた。関連して、退職所得の源泉徴収票について、2026年1月1日以後提出分より、退職手当の支払を受けるすべての居住者(現行…役員である居所者に係る源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされる他、記載事項について所要の見直しが行われる。

法人税

(1) 法人税率等

防衛力強化に係る財源確保措置として、2026年4月1日以後開始事業年度から防衛特別法人税(仮称)が導入され、法人税額の4%の付加税が課税される。中小法人に配慮した500万円の基礎控除を除外すれ

(図表2) 法人課税信託に係る改正



ば現行の法人税率23・2%の4%で約1%の税負担が増加することにな

(図表3) 法人税率等

対象法人	項目	現行制度	改正内容	適用時期
全法人	防衛特別法人税(仮称)	—	(法人税額－基礎控除500万円)×4%を課税 通算法人の基礎控除は500万円を基準法人税額比で按分	2026年4月1日以降開始事業年度
中小法人	所得800万円以下の軽減税率	15% (本則19%)	15%(2年延長) ①年間所得10億円超の法人は17%に引上げ ②通算法人を除外	2025年4月1日以後開始事業年度

(図表4) リース取引

項目	会計	税務		
		法人税	消費税	事業税外形標準課税
ファイナンス・リース	売買処理	原則：売買処理 特例：貸手は延払基準による収益分割計上可 →2025年4月1日以降延払基準の廃止(経過措置あり)	原則：売買処理 特例：貸手は延払基準による分割認識可 →2025年4月1日以降延払基準の廃止(経過措置あり)	リース料のうち、金利部分は受取・支払利子
オペレーティング・リース	賃貸借処理 →新リース会計基準(2027年4月1日以後適用)により売買処理に改正	賃貸借処理	賃貸借処理	不動産のリース取引の場合は受取・支払賃借料損金算入される賃借権等の対価を支払賃借料とする

(注) 図中色字が今般の改正項目

る。なお、同様の防衛財源確保措置として、詳細は割愛するが、たばこ税の増税時期が決定される一方で、所得税の増税実施時期の決定は先送りされた。

また、中小法人にかかる年所得800万円までの軽減税率(15%)については適用期限が2年延長されるが、通算法人が除外されるとともに年間所得10億円超の法人は税率が17%に引き上げられる(図表3)。

(2) リース取引

リース取引については2027年4月1日以降適用される新リース会計基準において、オペレーティング・リースがオンバランス処理(売買処理)されることに伴う対応が注目されていたが、結論としては支払リース料のうち、債務確定分のみを損金算入されることとされ、賃貸借処理が継続されることになった。実務サイドが求め

ていた税金一致は実現せず、上場企業では事務負担が増加することとなる。

また、リースの貸手に認められていた延払経理によるリース利益の分割計上の特例が廃止されることとなった。ただし、2025年4月1日前にリース譲渡を行った法人の2027年3月31日以前に開始する事業年度におけるリース譲渡については延払基準を認めるとともに、2025年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する経過措置が設けられる。

一方、借手における所有権移転外ファイナンス・リースのリース期間定額法による減価償却について、取得価額に含まれる残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円(備忘価額)まで償却できることとなる(図表4)。

組織再編・グループ通算制度

(1) 非適格再編時の資産・負債調整勘定

非適格合併等により移転を受ける

資産等に係る調整勘定の算定方法について次の見直しが行われるが、詳細については不明であり法案の公表が待たれる。

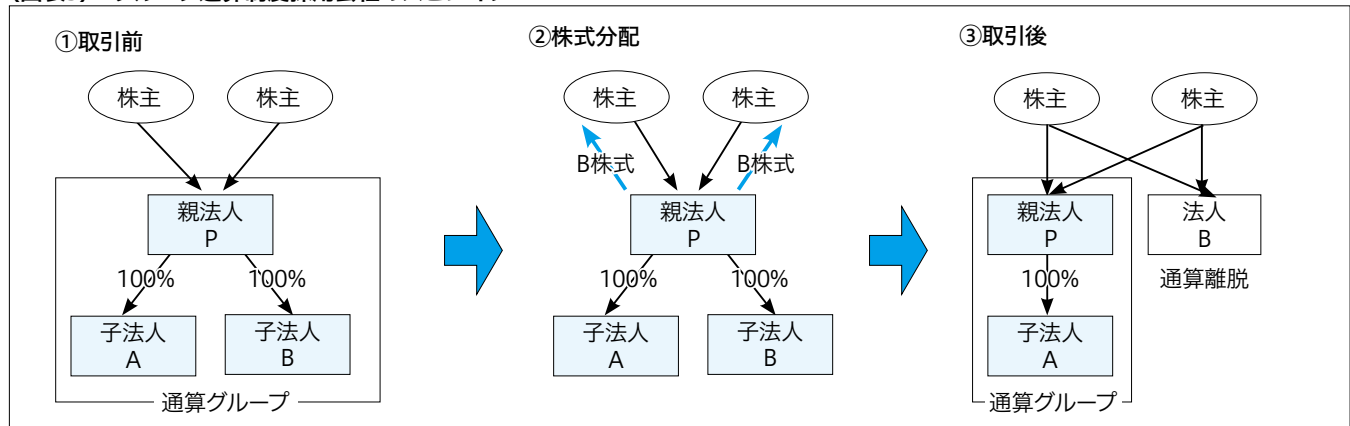
① 一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法を明確化する。

② いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法を適正化する。

(2) グループ通算制度採用会社のスピノフ

グループ通算制度採用会社がグループ子会社をスピノフ(株式分配)する場合、通算離脱により投資簿価修正(図表5における親法人Pが有する子法人Bの株式簿価の修正)が必要となり、当該投資簿価修正額を反映後の分配資産割合に基づいて株主のみなし配当額や譲渡損益が計算されるが、現行税制ではスピノフ実行前に投資簿価修正額を計

(図表5) グループ通算制度採用会社のスピノフ



算することができず、スピノフ実行における阻害要因となり得る点が指摘されていた。今般の改正では分配資産割合の算定を株式分配実行日が属する年度の前期末時点の数値を用いて算定できることになる。分割型分割においても同様の改正が行われる。

国際税務

(1) **グローバル・ミニマム課税**

BEPプロジェクトにて合意されたグローバル・ミニマム課税について、令和5年度税制改正で措置された所得合算ルール(IIR)の一部見直しに加えて、昨年度の法制化が見送られた軽減税所得ルール(UTPR)および国内ミニマム課税(QDMTT)が措置される。制度の概要は図表6のとおりである。

UTPRはIIRを補完する位置づけであり、親会社でグループ全体の所得に対して最低税率15%の課税が行えない場合に課税が漏れた分を子会社で課税する制度であるが、日本企業の場合は最終親会社にてIIRが適用されるためUTPRが適用される局面は限定的である。また、

QDMTTは自国の構成会社の税負担率が15%を下回る場合に日本で差額を徴収できる制度であるが、主には軽減税国が自国の税収を確保するためのルールであり(QDMTTが導入されていると他国でIIRやUTPRによる課税はできない)、税額に比して膨大なコンプライアンスコストの是非が議論されている事項でもある。こうした点に配慮して、IIRの適用において、実務サイドからの懸念の多い税効果会計の取扱い等やグループ間取引に係る所得調整についての見直しが行われる。

(2) **外国子会社合算税制**

外国子会社合算税制については企業の事務負担の軽減措置が盛り込まれる。

まず、外国関係会社の課税対象金額等相当額の合算時期が、外国関係会社の事業年度終了日の翌日から4カ月(現行2カ月)経過日を含む事業年度とされる。本改正の適用時期は内国法人の2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の同年2月1日以後に終

(図表6) 軽減税所得ルールおよび国内ミニマム課税の概要

項目	軽減税所得ルール(UTPR)	国内ミニマム課税(QDMTT)
対象法人	・ 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人	・ 同左
課税標準	・ 国内グループ国際最低課税残余額(下記)×(従業員割合×50%+有形資産割合×50%) ・ 国内グループ国際最低課税残余額=グループ国際最低課税残余額×(国内従業員割合×50%+国内有形資産割合×50%)	・ 当期グループ国内最低課税額((国内グループ純所得-所得除外額)×(15%-国内実効税率))×寄与割合+過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額×過去帰属割合
税率	・ 国際最低課税残余額に対する法人税(仮称) 国際最低課税残余額×90.7% ・ 国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称) 上記税額×907分の93(9.3%) ・ 地方税の課税はなし(上記法人税額は住民税法人税割の課税標準からは除外)	・ 国内最低課税額に対する法人税(仮称) 国内最低課税額×75.3% ・ 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称) 上記税額×753分の247(24.7%) ・ 同左
申告・納付期限	・ 対象会計年度終了日の翌日から1年3カ月(一定の場合は1年6カ月)	・ 同左
適用時期	・ 2026年4月1日以後に開始する課税対象会計年度	・ 同左

(注) 内国法人の基本的なケースのみ記載

了する事業年度に係るものに限る）であるが、2025年4月1日前に開始した事業年度（その外国会社の2024年12月1日から2025年1月31日に終了する事業年度に係るものに限る）に係る外国関係会社の課税対象金額についても事業年度終了日の翌日から4カ月経過日を含む2025年4月1日以後開始事業年度に合算できる経過措置も設けられる。

日本の上場企業は3月決算が多く、海外子会社は12月決算の会社が多いため、親会社での子会社決算の取込みを1期遅くすることにより事務負担の軽減を図る趣旨である。

また、申告書添付または保存をすることとされている外国関係会社に関する書類の範囲から①株主資本変動計算書および損益金の処分に関する計算書と②貸借対照表および損益計算書に係る勘定科目内訳明細書が除外される。

納税環境整備

(1) 電子帳簿保存制度

税務手続のデジタル化を推進する趣旨で、2027年1月1日以後に

法定申告期限等が到来する国税について、電磁的記録に係る加重算税の加重措置の対象から、特定電磁的記録（保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録等）で図表7の要件を満たすものが除外される。

図表7の改正に伴い、2027年分以後の所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用する

（図表7） 特定電磁的記録の除外される要件

- ① 記録事項について訂正または削除を行った事実および内容を確認することができる特定電子計算機処理システムを使用してその電磁的記録の授受および保存を行うこと
- ② 取引金額の訂正または削除を行ったうえで、国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正または削除を行った事実および内容を確認することができる特定電子計算機処理システムを使用してその電磁的記録の授受および保存を行うこと
- ③ 請求書・納品書等の重要書類に通常記載される取引情報に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと
- ④ 前記①および②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受および保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと

とともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して図表7の要件を満たすことができるものも要件を充足することとされる。

(2) 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り

e-Taxにより申請書面等に記載すべき事項および添付書面等に記載されている事項または記載すべき事項を、スキャナによる読取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）にて送信する場合等の要件について、①白色から黒色までの階調が256階調以上であること（現行：赤色、緑色および青色の階調がそれぞれ256階調以上であること）とされるときに、②2028年1月1日からファイル形式にJPEG（JPG）形式が追加される。

おわりに

以上、令和7年度税制改正大綱の改正項目のうち、大規模事業会社に影響すると思われる主要なポイントについて解説を行った。

所得税における各種税額控除についての結論は国会審議に持ち越されたが、2025年中の源泉徴収は改正前の制度に基づき行われるため対応の緊急性は低い。

一方で、オペレーティング・リースに係る税会不一致やグローバル大企業におけるグローバル・ミニマム課税対応等、上場企業の実務担当者の負担は増大の一途をたどっているとの印象である。BEP5プロジェクトに関連する改正項目については米国を中心とした国際政治の動向にも左右されると思われるが、今後の法改正や通達公表等、適時に情報収集をしつつ、必要に応じて国際税務の専門家を活用しつつ対応したい。

宮口 徹（みやぐち・とる）

公認会計士・税理士

宮口公認会計士・税理士事務所代表。早稲田大学卒業後、朝日監査法人および大和証券SMBC㈱を経て2002年に現PwC税理士法人入所。以後10年超にわたり内資・外資、上場・非上場等、多様な法人の税務申告業務およびM&Aや組織再編に係る税務コンサルティング業務に従事するとともに税制に関する関係当局からの委託調査や税制改正に関する執筆・講演に多数関与。公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員。著書に『M&A・組織再編スキーム発想の着眼点50』（中央経済社刊）など。